No.	仙台市いじめ問題専門委員会 再発防止に向けた提言	【参考】 仙台市いじめ対策等検証専門家会議 今後のいじめ対策についての提言	市・教育委員会の施策	事業単位 個票番号
13	各学校においては、いじめアンケート調査の分析や対応ならびに教育相談について、心理や福祉ならびに特別支援教育の専門家からの意見を取り入れつつ、複数の教員が多面的な視点をもって継続的に行うことができるように、その在り方の再点検を行うこと		・いじめアンケートにより把握した事案については、スクールカウンセラーや特別支援教育コーディネーターなどを構成員とした学校いじめ防止等対策委員会において、対応等の協議を行い、組織的に対応することとしている。 ・教育委員会は、平成30年3月に「いじめ対策ハンドブック」を作成し、生徒指導会議等にスクールカウンセラーを参加させるなど、連携を図ることについて周知を図っている。	,
14	各学校においては、児童生徒が有する個別の課題について、児童生徒自身が自分の在り方を自分に適した進度で考え、中長期の視点をもって生活していくことができるような指導と支援を保護者と充分に相談し、記録を確認しながら進めること		・支援を要する児童生徒の個人情報に配慮しつつ、学年を超えた情報共有と迅速な行動連携がなされるよう、学校いじめ防止等対策委員会で組織的に対応するなど、対応力の更なる強化を図っている。 ・教育委員会は、通知等によって「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用し、学校と保護者が課題等を共有し、確認しながら中長期的な指導・支援を進めていくよう周知を図っている。また、平成31年度特別支援教育推進資料「個別の教育支援計画・個別の指導計画を作って活かすための5つの大事なこと」を校内研修で活用するよう働きかけている。	⇒ 10
15	各学校においては、中学生の発達段 階の特性を踏まえた教育相談の知識 とスキルの向上を図ること、自立の 支援と問題解決の支援をバランスよ く行うこと		 ・いじめ対策担当教諭を中心に児童生徒理解に係る校内研修の充実を図り、担任教諭のスキル向上に努めている。 ・教育委員会は、中学校教員について、支援を要する生徒にきめ細かく対応するために、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなどしながら、教育相談に係る知識やスキルの向上を図るための研修を充実させている。 	⇒6, 7, 10 ⇒10, 28, 29
16	各学校の養護教論は、管理職はもとより生徒指導主事や特別支援教育コーディネーターと協働しつつ、関係機関との連携により教育相談の質係機関との連大に、日々児童生徒を見守ることのできる要職として中心的役割を果たすようにすること		・教育相談における養護教諭の役割を校務分掌に位置付け、特別支援教育・生徒指導担当者との連携のもと、児童生徒の心の居場所づくりに努めている。 ・教育委員会は、養護教諭について、教職員をはじめスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの協働、関係機関との連携など、教育相談における役割等について、再認識の徹底を図るため、研修を充実させている。	⇒15 ⇒10, 28, 29
17	教育委員会は、自死予防教育の在り 方について研究し、各学校での実践 を支援すること		・平成29年度〜令和元年度における自死予防教育推進協力校における授業実践を踏まえ、取組成果の集約と各学校への周知を図りながら、児童生徒が命を 大切にするとともに、悩みを抱え込まず、安心して信頼できる大人たちに相談できるよう、全市立学校における自死予防教育の取組を進める。	⇒13
18	教育委員会は、スクールカウンセラーが、子どもの内面に丁寧に向き合い多様な必要性に応えるとともに、教職員、保護者が適切に子どもの問題に関わるための助言や援助等を行うことができるように、その資質向上を図ること		・学校スクールカウンセラーに対し、児童生徒の心理状態やその背景・要因を適切に見立てる力量を高める研修等を充実させている。 ・いじめ等のケース対応が適切に進められるよう、教育委員会や教育委員会配置スクールカウンセラーが十分な支援を行っている。	⇒10, 28 ⇒28

_			
N	o. 仙台市いじめ問題専門委員会 (参考) (仙台市いじめ対策等検証専門	"""一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一	事業単位個票番号
	再発防止に向けた提言 今後のいじめ対策について	の提言と、	
	教育委員会は、スクールソーシャル 〇スクールカウンセラー及 ワーカーが、生徒・保護者、学校、 多様な関係機関等の間にあって連 計画的な人員拡充に努める	ついて、 こと。そ	⇒29
	(9) 携・仲介・調整を行うことのできる 職能を有することを踏まえ、その拡 充と活用を図ること 歴を図ること		⇒27, 29
	教育委員会は、いじめ防止対策推進 法第9条に基づく保護者の責務につ いて、啓発活動を行うこと	・いじめ防止に係る学校と家庭、地域の連携を図るため作成・配付している「いじめ防止『学校・家庭・地域連携シート』」において、保護者の責務や役割等について掲載のうえ、地域を含めて、いじめ防止のための啓発・周知を図っている。	⇒33
		・PTAと連携のうえ、保護者を対象として、家庭教育の重要性やいじめ問題への理解を深める研修等を実施し、一層の啓発を進めている。	⇒10, 33
2	20	・「いじめ防止対策推進法」や「仙台市いじめの防止等に関する条例」で定める保護者の責務について、市政だよりへの特集記事の掲載や町内会を通じた 広報チラシの回覧、啓発用ポスターの掲示などにより、啓発・周知を図っている。	⇒35
	教育委員会は、これらの提案の実現 のために人的物的支援および教職員 論の拡充を図りながら、学 の労働環境の改善を図ること 組織的対応力を向上させる	校全体の 行っている。	⇒10, 11
2	21	・平成29年度からの全中学校(青陵中等教育学校・鶴谷特別支援学校を含む)におけるいじめ対策専任教諭の加配配置を継続し、小学校における児童支援 教諭の配置校を拡大するとともに、いじめ対策支援員の配置、いじめ対策等に係る指導助言を行ういじめ不登校対応支援チームによる学校巡回などを継続 して実施している。	